

第67回「水道週間」実施要綱

1. 名 称 第67回「水道週間」

2. 期 間 令和7年6月1日（日）から6月7日（土）まで

3. 趣 旨

水は国民の生活に不可欠なものであり、その水の安定的な供給を目指してこれまで水道の整備が図られてきた。現在ではほぼ全域にわたる普及率を達成し、今や水道は生活基盤として欠かせないものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の急速な進行や耐震化の遅れ、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に直面していることも現実である。こうした水道を取り巻く時代の変化に対応し、将来にわたり持続可能な水道とするためには、水道の基盤の強化に早急に取り組む必要がある。

また、東日本大震災や令和6年能登半島地震等の近年の大規模災害等を教訓にして、災害に強い水道づくりや、全国の水道事業者による被災地への広域応急給水・復旧体制整備など、災害対策、危機管理面の強化も必要である。

こうした状況を踏まえ、国民各層に対して、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得るために「水道週間」を設け、関係者が連携して広報活動等を重点的に実施するものである。

4. 実施機関

- (1) 主 催 国土交通省及び環境省並びに水道週間の趣旨に賛同する都道府県、水道事業者及び水道用水供給事業者
- (2) 協力団体 公益社団法人日本水道協会
一般社団法人日本水道工業団体連合会
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
公益財団法人水道技術研究センター
公益財団法人給水工事技術振興財団
全国簡易水道協議会
全国管工事業協同組合連合会
一般社団法人全国給水衛生検査協会
株式会社日本水道新聞社
株式会社水道産業新聞社

5. 実施目標

本年は、「透き通る 誇れる水に 感謝する」をスローガンに、次の(1)から(7)までに掲げる事項を広報活動等の主な目標とし、各地域の実情に即して実施するものである。

- (1) 災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進について、国民の理解と協力を求めること。
- (2) 渇水への対処や将来にわたり安定して水道水を供給するため、水道水源の水量確保や節水、水道施設の維持・修繕及び計画的な更新の重要性について、国民の理解を求めること。
- (3) 消毒副生成物や病原性微生物問題等の水質問題への対応を含めて、安全で良質な水道水の供給を確保するため、水道水源の水質保全や高度浄水施設の整備について、国民の理解と協力を求めること。
- (4) 給水装置に関する制度の円滑な実施を図るとともに、維持管理の重要性について理解と協力を求めること。
- (5) 水道事業経営の仕組みや水道料金等について、正しい知識を提供し、理解を得ること。
- (6) 簡易専用水道や小規模貯水槽水道の管理について、正しい知識を提供し、管理の重要性について理解を得ること。
- (7) 水道事業ビジョン（地域水道ビジョン）について、公表により需要者への情報提供と理解の向上を図ること。

6. 実施方法

「水道週間」の期間にとどまらず、効果的な広報活動等を展開するため、必要に応じて、各実施機関が連携協力して活動内容を企画、実施する場を設ける。

(1) 国土交通省及び環境省

関係団体と連携を密にして、本運動の全国的な推進を図ることとし、おおむね次に掲げる事項について実施する。

ア．都道府県、報道機関等への情報、資料の提供及びその協力による本運動の目標達成のための広報活動

イ．本運動の推進に必要な資料の作成及び配布

(2) 都道府県、水道事業者及び水道用水供給事業者

水道週間の趣旨に賛同する都道府県、水道事業者及び水道用水供給事業者は、それぞれの実情に応じた実施計画を作成する等、本運動の推進を図るため、おおむね次に掲げる事項について実施する。

ア．報道機関等への情報、資料の提供及びその協力による本運動の目標達成のための広報活動

イ．保健所活動を中心とした小規模水道、簡易専用水道等の貯水槽、飲用井戸等の衛生確保に関する広報活動

ウ．水道事業者及び水道用水供給事業者の行う本運動に対する指導及び援助

(3) 協力団体

各団体の機能に応じ、広報計画、実施計画を作成し、本運動の推進を図るものとし、おおむね次に掲げる事項について実施する。

ア．機関誌等の媒体、傘下会員等を通じた広報活動、及び関係行事の開催

イ．各行事の実施に対する協力及び援助

ウ．本運動の実施に必要な情報等の提供